

市民に情報を公開し、公正・透明で開かれた市政を推進します

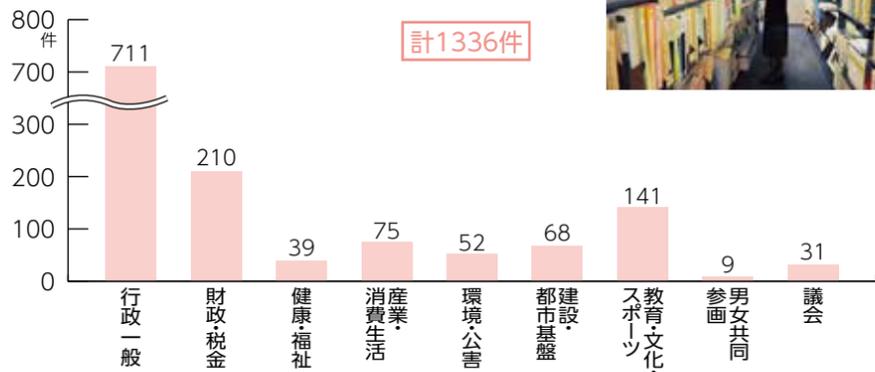
情報公開制度は、市が保有する情報を市民に公開し、共有することで、市民の市政への積極的な参加を進め、公正・透明で開かれた市政の推進を図る制度です。市政に関わる情報は、市政資料コーナーをはじめ、市報・ホームページ・各課窓口などで提供を行っています。窓口などで提供されていない行政文書についても、閲覧や複写を求める権利は保障されており、市民からの請求に応じて、個人のプライバシーに最大限配慮した上で、原則として開示を行っています。また、市報毎月15日号のCIMコラムで、特に知っていただきたい情報を分かりやすく掲載しています。

市政資料コーナー(市役所西棟7階)

市政資料コーナーでは、市の刊行物、報告書をはじめ、法規、辞典、官報など各種の資料を自由に閲覧できます。コピー(A3まで白黒1枚10円・カラー1枚30円)や備え付けのパソコンによる行政情報のインターネット検索ができ、有償刊行物の販売や資料の頒布なども行っていますので、気軽にご利用ください。なお、市政資料の目録(平成20~27年度)は市ホームページの「市政資料」に掲載しています。



平成27年度の利用実績(利用分野が判別できた件数)



●有償刊行物

有償刊行物一覧は、「わたしの便利帳平成28年版」123頁に掲載。また、市ホームページの「有償刊行物」で内容を随時更新して掲載しています。

平成27年度の販売実績

刊行物名	価格(円)	販売数(部)	発行年月
武蔵野市全図(1/7000)	100	386	毎年更新
武蔵野都市計画図(1/6000)	800	102	平成27年3月更新
住居表示案内図(町丁別バラ売り)	1枚70	12	平成8年版
市勢統計	250	10	毎年12月刊
武蔵野市地域生活環境指標	1000	2	平成26年版
玉川上水をあらく	100	32	平成17年3月刊
21世紀への基盤作り	2500	3	平成元年12月
予算・予算説明書	600	4	毎年2月刊
歳入歳出決算書・決算事項別明細書	400	3	毎年9月刊
市民版「武蔵野」(国木田独歩)	500	2	昭和40年6月刊
子ども武蔵野市史	500	41	平成22年3月刊
その他		9	
計		606	

毎月15日号の市報に掲載



CIM=Civil Information Minimum (これだけは知っておきたい市民の情報)

市報では毎月15日号に身近な題材の中から、市民の皆さんに知ってほしい情報を、市民ライターが分かりやすくお伝えするCIMコラムを掲載しています。平成4年から続いている市ならではの取り組みです。市報バックナンバーは市政資料コーナーで閲覧でき、市ホームページにも掲載しています。

■平成27年4月~28年3月のコラム一覧

健康・福祉	子ども・教育	文化・市民生活	緑・環境	都市基盤
ひとり暮らしの高齢者に電話を利用した見守りを～高齢者安心コール・高齢者なんでも電話相談～	地域全体での子育て支援を目指しています	武蔵野市のゲリラ豪雨対策～的確な情報入手が必要	緑を楽しむ交流の杜「吉祥寺の杜宮本小路公園」	水について楽しく学びませんか～水環境連続講座「水の学校」
地域で安心して暮らすための「見守り・孤立防止ネットワーク」事業	若者の自立と社会参加を支援する「若者サポート事業」	武蔵野市における振り込め詐欺対策		
	20周年を迎えるセカンドスクール			
	地域の歴史や文化、自然を学ぶ体験講座「むさしの発見隊」			
	こだわりの食材で「食の教育」を～中学校給食			
	地域が行う子育て支援「こらぼのコミセン親子ひろば」			

請求から開示までの流れ

市政資料コーナーになく、各課で公表されていない行政文書の開示を希望するときは、市民活動推進課情報公開担当にご相談ください

1 情報公開担当に開示請求書を提出

自分の情報(自己情報)についての開示には、運転免許証などによる本人確認が必要です

開示が認められないことがあります

開示が認められない理由を文書でお知らせします

2 開示される範囲の内容を閲覧

希望する行政文書の全部または一部について、実施機関により開示が認められたとき

開示が認められない理由に納得できないとき

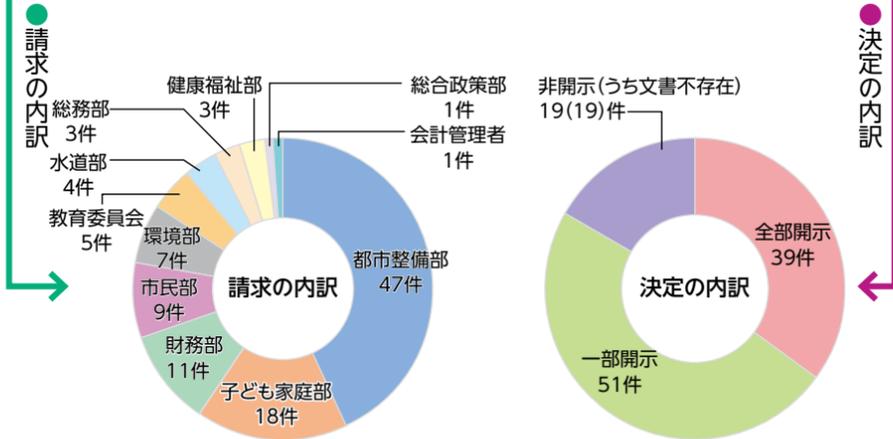
開示が認められない理由を示した文書を受け取った日の翌日から3カ月以内に審査請求ができます

情報公開・個人情報保護審査会で審議

平成27年度行政文書開示状況

実施機関	請求		決定内容(件)			却下
	件数	延べ人数	全部開示	一部開示	非開示(うち文書不存在)	
市長部局	104	65	36	49	19(19)	0
教育委員会	5	2	3	2	0	0
その他行政委員会	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
計	109	67	39	51	19(19)	0

*27年度については、不服申立てはありませんでした。



◆開示請求された行政文書の例

27年度は、道路の「協定書」、市が契約した保険の「証券」、宅地開発等指導要綱にかかる「事業計画承認審査願」、市が行う工事の「設計内訳書」などを請求により開示しています。

◆一部開示および非開示とした例

開示請求された行政文書の中に、開示した場合に個人名などの「個人を識別できる情報」、法人印などの「法人などの地位が損なわれる情報」、また「行政運営に支障をおよぼす情報」などが含まれる場合は、その部分を非開示として一部開示を行います。なお、27年度に非開示として決定したものは、すべて文書が不存在によるものでした。